

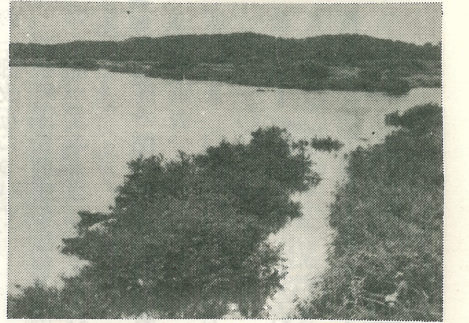


広報

とね

茨城県北相馬郡利根町役場
昭和53年8月20日発行

No.173



お祭り礼賛

町長 小島栄一郎

古い伝統を誇り、古式豊かな布川神社の祭礼（祇園祭）が三年ぶりに盛大に行なわれた。

街中がお祭り一色に彩られ、子どもたちは連夜「みこし」をかつぐ楽しみに興じ、若衆は「みこし」の争奪に血を湧かし、そして朝まだきより聞こえる「はやし」の音に多くの人は、忘れかけた郷愁をふと感じたことであろう。

祭礼の持つ大きな意義は、

- (1) 祭礼は古きよき「ふるさと」の伝統を甦らせ、郷土愛につながるものがある。
- (2) 祭礼は地域の連帯感を助長し（コミュニティの形成）特に部落青年の団結と親睦を深め、志気の昂揚が図られる。
- (3) 祭礼はまた観光事業の一環として取り上げられる史的資源でもある。

急速な開発に伴う都市化の中にレジャーは大型多様化し、若人は新しきのみを求め、古きよき伝統を顧みない世相ではあるが、祭礼の持つ意義を認識し、町の伸展と共に、毎年盛大多彩に行なわれることを切望して止まない。

〔写真は、三年ぶりに行なわれた布川神社の祭礼。7月30日写す。〕

議会だより

国保条例の一部を改正

【第三回利根町議会臨時会】

昭和五十三年第三回利根町議会臨時会は、七月二十一日午後二時から（一日会期）役場の会議室で開かれ、後記の議案三件が審議され、議案はいずれも原案どおり可決されました。

○議案第一号 地方自治法第一七九条第一項の規定に基づく専決処分について
専決処分が行なわれた別記の件について報告が行なわれたと同時に承認が求められたものです。

（別記）
利根町国民健康保険条例の一部改正について
利根町国民健康保険条例の一部が次のように改正されました。

（四、五〇〇円）
世帯別平等割―一世帯について八、五〇〇円
（八、〇〇〇円）
（注）カッコ内は改正前

以上のほか、同条例第十条第一号等についても改正が行なわれましたが、国民健康保険税についてわからないことがございましたら、いつでも保険衛生課の窓口でおたずねください。

なお、この条例は、公布の日から施行され、昭和五十三年年度の国民健康保険税から適用されます。

○議案第二号 工事請負契約の締結について
利根町立文小中学校屋内運動場建設事業につき、次のとおり請負契約をしたいので、地方自治法第九六条第一項第五号の規定に基づき議会の議決を求める。

一、契約の目的
利根町立文小中学校屋内運動場新築工事
二、契約の方法

指名競争入札による契約
三、契約の金額
九千七百万円
四、契約の相手方
茨城県稲敷郡阿見町大字阿見六〇八番地の三
松浦建設株式会社
代表取締役 松浦安雄
五、工期
昭和五十三年七月二十二日から昭和五十四年二月二十八日まで

○議案第三号 利根町道の路線廃止について
道路法第十条第三項の規定によつて、利根町道の次の路線が廃止されました。
町道一号線（羽根野地内）
延長三五〇m 幅員八・〇m

【解説】この件は、産業道路の取付け道路の工事を土地改良区の事業として行なうため町道を農道に格下げしたものです。

社協だより

心配ごと相談所に法務局から係官出席
利根町の社協では、町内の皆様の心配ごとの相談に必ずため、心配ごと相談所を設けて、毎週月曜日、利根町公会堂に相談員がお待ちしています。

九月十八日
十月十六日
十一月二十日
十二月十八日
昭和五十四年
二月十九日
三月十九日



▲稲敷地方広域市町村消防事務組合竜ヶ崎消防署利根出張所の庁舎の起工式が、7月22日中田切地先で行なわれました。完成は本年12月25日の予定。

いずれも第三月曜日です。ご利用ください。

善意銀行に善意の預託
宮本長寿老人クラブ会員五十五名、代表者香取平七さんでは、こんどぞうきん二二三枚を布川小学校と利根中学校指定で預託されました。

社協では、さっそく指定にしたいが、布川小と利根中に払いだしました。
この善意に対し、両校の児童生徒とともに厚くお礼を申し上げます。

一般質問

町民税収の状況と推移について

（のみ）による給与所得者は、

A 議員 質問 五十三年度町税の三月末確定申告により、当初予算よりも詳しい数字が出たと思いが、本年度個人納税義務者三、五五〇人と予定しているが、農業所得者、商工業者、給与所得者と分類した人数割所得税割はどのくらいになっているか。

また、法人税の当初予算一千六百六十八万四千円となっているが、三月決算、五月申告の法人が多いと思う。五月末の法人数と町税収入から見た状況はどうか。

質問

利根町のこれからの人口増加の中、給与所得者が占める割合は多くなると思われるが、税収入の推移はどうか。税務課長にお聞きしたい。

高橋税務課長答弁 昭和五十三年度の個人町民税の当初調定は、所得割額を納める者三、五〇六人、均等割額のみ納める者三三三人、合計三、七三九人である。

また、所得区分（所得割額

一億四千七百三十七万一千円である。

なお、以上の中で給与所得者が占める税収割合は、本年度は七八・六％で、前年度より二％の伸長率である。今後人口の増加によつても若干の伸びはあると思う。

法人町民税は、三月三十一日現在分割法人が十八社、その他の法人が四十五社、合計六十三社である。

税収については、円高等による経済状況の低迷により、五十二年度は、前年度に比し約五百万円の落ち込みが生じ、また五十三年度も増収は見込まず、前年度と同程度の予想である。

公共下水道受益者負担金

並びに工事計画について

質問

本年三月一日の促進委員会席上、説明、引き続き三月三日から同六日にわたり市街化区域内集会所で説明会を開催、また先進地の視察をし、九月には着工の予定となっているが、その後進展状況はどうなっているか。

担当職員数も少なく、資料作成についても大変な仕事と思うが、至急議案に資料を提出するよう望むものである。

以上について担当者にお聞きしたい。

井原都市計画課長心得答弁 公共下水道の昭和五十三年度事業については、当初要望一億三千万円のところ、一億二千五百万円の事業が決定し現在実施設計中である。そこで現在のペースでは、七月末には土木事務所のチェックを終え、八月末頃には入札の運びとなる予定である。



▲東文間小学校のプールが完成し、7月28日竣工式が行なわれました。また文間小学校のプールはそれより少しおくれて8月10日に竣工式を挙げる。

また、個人の宅地から汚水を取り込む公共マスまでの単独事業の工事については五千万円を予定してあるが、これは起債事業なので、起債額の内示があつてからご報告したいと考えている。

それから受益者負担金のことであるが、部落説明会開催後、周知徹底を兼ね、各家庭を訪問し、被害を事前に知るために井戸や水道の詳しい調査を実施した。そして最も適当と思われる位置に赤い印をつけ、将来水洗化になった時は、この位置に公共マスを設置させていただく旨話をしてきたわけである。

また、住民の皆さんの反応はすこぶる協力的で、できるだけ早く水洗化されることを希望しており、一方宅地内の整備については個人持ちでも

仕方がないが、宅地が大きい
ため、負担金も大きくなるの
で、その点考慮してほしいと
いうのが大方の意見であった
わけである。

また、われわれが公共マス
の設置予定場所に印をつけて
参ったわけだが、そのマスか
ら実測をして、詳細な工事費
の測量調査が六月二十六日か
ら(約十日間)茨城県コンサ
ルトの手で行なわれるが
この調査が終了したのち、資
料をまとめて、委員会等に諮
問して行きたいと思うので、
資料の提出については、もう
少しお待ち願いたいと思う。

公共下水道計画と 問題点について

B 議員

質問 現在、布川地区内の公
共下水道の計画があり、工事
が進められようとしているが
その他の地域の計画はどうな
のか。

布川地区内の公共下水道工
事に伴って住民への迷惑が予
想され、特に営業をしている
商店のかたがたは、営業収入
の減収が予想されるが、当然
営業保障をすべきだと思っ
どうか。

公共下水道が開始になると

付言すれば、受益者負担金
については、本来ならば計画
時に納めていただき建設費の
財源を先きに確保しておいて
から工事を始めるのが建前だ
と思う。

しかし、ご承知のように当
町の下水道事業は、昭和五十
年から施工され、人的な執行
態勢が整わぬままに事業費が
ついてしまい、それが現在ま
で尾を引いておるようなわけ
で、われわれも一生懸命法の
整備についても追いつこうと
努力しておるわけなのでご了承
願いたい。

その対象地区の家庭のトイレ

は三年以内に水洗化の改造が
法的に義務づけられるわけだ
が一戸当たり三十万〜五十万
の費用が必要になると言われ
ている。町当局として改造費
用の融資は考えているようだ
が、利用する住民が便利で住
民負担が軽いものではなくて
はならないと思う。融資制度
の内容についてお聞きする。
布川地区内にも貸家業を行
なっている人が何人かいるが
この人たちの負担が大きいの

で特別に対策を講ずる必要が
ある。借家人の人たちにも負
担が転化されないようにする
とともに貸家人の人たちにも
負担を軽減すべきだと思っ
どうか。

また、受益者負担の問題だ
が、全国的にみて三都府県以
外現在では受益者負担金は徴
収されているようだが、金額
や負担率はまちまちで県内
も同じことが言える。

これは、受益者負担金の法
的根拠があまりないこと
を立証する結果となっている
町当局の考え方についてお聞
きする。

町長答弁 公共下水道建設
は、現在工事が進められてお
る布川地区ばかりでなく、利
根町全域に建設する方針であ
る。



▲7月29日、利根町たばこ組合婦人部の町内パレードが行なわれました。「たばこは町内で買うように」また「たばこの投げ捨てなどはやめるように」ご協力をお願いいたします。

町では、昭和四十九年度に
国のコンサルタントに依頼し
町全域を対象とした人口三万
二千人の汚水処理し得るよ
うな建設計画を樹立したので
ある。したがって県でも許容
量を三万二千人としてあのよ
うに浄化センターを大きくし
たわけで、その当時の費用と
しては約四十億円とみたく
である。

また、工事の進め方として
は、まず市街化区域を完成さ

せ、次に必要性の強いところ
から逐次やっていきたいと考
えている。

次に営業補償の問題につい
ては、布川地区の部落懇談会
でも説明したように商店街の
工事進行にあたっては、営業
収入の減少を来さないよう
な工法を採用し、営業保証は
原則として認めない方針であ
る。

更に水洗便所の改造の点に
ついては、私の調べたところ
では、約二十万円あればでき
ると思う。町は業者を指定し
不当な価格で工事を行なわ
ないよう指導し、また、改造費
については、住民が一時に多
額の経済負担をしないよう融
資方法を考えておるわけで、
具体的にどのようになるかは
今研究中である。

銀行から融資を斡旋して利
(5) ページへつづく

子補給をするかあるいは町の
金を無利子で貸すかこれから
検討したい。

また、貸家業の人たちにも
負担を軽減すべきだという
が、貸家業も一つの営業である
ので、商店経営者に対しても
業補償をしないと同様貸家
業の人たちに対する軽減措置
もしない考えである。

受益者負担金については、
法的根拠があればこれに準拠
して行なうことができるので
問題はないが、法的根拠がな
いので、この問題で苦慮して
おるわけである。

法的根拠がないからこそ、
各地区の実情によってまちま
ちだということなので、県内
先進地を視察し、また文書等
による資料から見て、全国的
に受益者負担金は、その面積
を対象として賦課しているよ
うである。

しかし、先般の部落懇談会
でもこの点が問題になったの
であるが、特に馬場、東のよ
うな大宅地を持つ者にとつて
は、面積のみを対象とすると
大きな負担がかかることとな
るので私としては次の二案を
検討しておる。

第一案は、一応全面積を対
象とするけれども、一律全面
積にかけるのではなく、一定

の基準面積を制定し、これに
対しては基準負担金をかけ、
残余の面積に対しては、基準
負担金よりはるかに下回る負
担金をかけることである。

第二案は、一定の基準面積
を制定し、これに対しては、
基準負担金をかけ、残余の面
積については、建物等が建設
されるまで徴収猶予の措置を
講ずることである。

どちらかにするかは、これ
から十分検討したいと思う。

井原都市計画課長心得答弁
下水道の計画の件であるが
現在認可されている区域が、
二六四ヘクタールで、市街化
区域八〇ヘクタールそれから
その周辺の兼松、フジタ、そ
れと浄化センター周辺の土手
福木、羽中、それから羽根野
台団地及び早尾団地である。
また、これらの区域外の地
区については、これら区域の
整備が終わる次第事業認可を
とって事業を実施したいと考
えている。

米作転作問題
について

質問 現在、米の作付も終わ
り、米価の問題が今年もマス
コミ等で報ぜられるようにな
ったが、政府自民党は、今年

の米価を据置こうとしている
中で、米作の転作とあいまっ
て農家収入は更に低迷に向か
おうとしている。

更に問題なのは、転作した
田から水利費を徴収しようと
していることである。

昭和五十二年の利根町に
おける水田の一〇アール当
りの所得は九万五千二百円
管理転作で一〇アール当たり
四万円の収入で五万五千二百
円の所得減となる。そこへ一
〇アール当たり約六千円の水
利費を徴収するわけで、実質
一〇アール当たり六万一千二
百円の減収になる。

町長は、このことをどうと
らえ考えるか。

町長答弁 米の転作問題に
ついては、政府の方針がそう
であるし、利根町としてとや
かく言うことはできないわけ
である。だから私が言いたい
ことは、自分だけの利益を考
えて、従来どおり米を作つて
おれば、やがて米の過剰とい
う時代が来て遂には食糧法が
くずれらると思う。そうした場
合、米は買い叩かれて値なし
となり一〇アールあたり三万
円や四万円にはかえられない
大きな損害になると思う。

以上のように将来のことを
大局的に考えればやはり減反

は必要だと思ふのだが、真面
目に減反したものが損をする
ことのないように町では互助
制度というものを考えておる
わけである。

互助制度については、先般
の小委員会では結構だとい
うことになったわけで、この案
がまとまれば、更に議員を含
めた全委員会にかけて承認が
得られれば部落に呼びかける
というように決まったわけで

ある。

互助制度というのは、要約
すれば、農家全体で転作の責
を負うということで、正直者
が馬鹿をみるというようなこ
とのないやり方で、転作をし
ない農家からはその分だけ平
等に現金を出してもらおう方
法で、したがって俺は出さない
という農家が多ければ実現は
不可能である。

(6) ページへつづく



▲利根町交通少年団と防犯連絡員協議会の合同パレードが7月29日栄橋〜布川神社間で行なわれました。交通事故の防止と防犯にご協力をお願いします。

次の水利費の問題については、転作して水を使わないところまで水利費をとるということは、たしかに不合理なもので、町としては強く土地改良区へ要望するが、土地改良区の分野でどう判断するか、理事会でも聞いて十分善処してもらいたいと思う。

これについては、全国の土地改良区からの通達が来ておるので参考までにあとで産業課長から発表させたい。

石塚産業課長答弁 転作問題は、国の事業であり、国としては農家の所得の減収を最少限度にとどめようという考えであることはご承知のことと思うが、先ほど町長が申したように現時点だけの問題でなく、米作農家の将来を考えた場合の対策であるということをご理解願いたいと思う。

また、水利費の件については、町長から答弁があったとおり、米を作らないのに徴収するというのは問題があるので、町では何回か県へ照会したり、調査したりしたわけであるが、県からも明らかな回答が得られないまま現在に至っているわけである。

それで、先ほど町長が申した農林省構造改善局農政部長

理課長からの回答であるが、それは次のようなものである。米の生産調整に伴う土地改良区賦課金等について(回答)

昭和五十二年十一月九日付をもつと照会があったこのことについて次のとおり回答する。

一、水田総合利用対策を実施する水田についても土地改良事業の効果を受け得る状態にあると考えられるので、土地改良区第三六条第一項の規定に基づき賦課金を賦課徴収することができるとの趣旨に鑑み、土地改良区等の内部で法令の定めるところにより定款等変更して転作等の事情を考慮した賦課基準を設けることもできるものと解する。

したがって米の生産調整の対象となった水田についても以上の趣旨を組合員に周知させて賦課金の徴収その他土地改良区等の運営が円滑に行なわれるよう図るとともに、それぞれの具体的事情いかにについては、実状に則した賦課基準設定をも考慮して米の生産調整の円滑な遂行に資するよう配慮されたい。

以上であるが、土地改良

区との協議によって、なんらかの方法はあると思う。

【おことわり】

以上の質問のほかに、C議員の緊急質問により、交通体系の問題がとりあげられ、町長及び大塚企画財政課長が答弁しましたが紙面の都合で省略しますのでご了承ください。

県政教室

参加者を募集!!

県では次のとおり県政教室を実施しますので、参加希望者は、後記の「昭和五十三年度県政教室実施要項」をよくご覧の上お申し込みください。

実施期日

- 教室コース
 - 九月二十七日(水)
 - 国鉄取手駅西口(8時発)
 - 一牛久町役場―国鉄土浦駅前―国鉄石岡駅前―歴史館(水戸)―県民の森、林業試験場鳥獣センター(那珂)―国鉄石岡駅前―国鉄土浦駅前―牛久町役場―国鉄取手駅西口(17時・30着)
- 十月四日(水)
 - 教室コース
 - 国鉄取手駅西口(8時発)
 - 一竜ヶ崎市役所(9時)―江

戸崎町役場―鹿島港湾事業所―鹿島下水道事務所―鹿島神宮―江戸崎町役場―竜ヶ崎市役所(16時30)―国鉄取手駅西口(17時着)

昭和五十三年度 県政教室実施要項

県政を県民の方々に知ってもらうため、次のとおり県政教室を実施するものとする。

- 一、実施内容
 - (1)施設等の見学
 - 教育、試験研究機関、社会福祉などの県内各施設及び自然資源を対象とする。
 - (2)車中教室
 - 県政の話題、県政の要点について学習を行う。
 - 二、参加者人員
 - 各コース五十人とする。なお、参加申込多数の場合は先着順とする。
 - 三、参加者資格
 - 十八才以上の県内居住者とする。
 - 四、利用交通機関
 - 民間バスを利用する。
 - 五、参加申込み
 - 官製ハガキに住所、氏名、年令、性別、職業(又は勤務先)電話等を記入のうえ、〒300土浦市真鍋5丁目17番26号 県南地方総合事務所総

務課へ申込むものとする。なお、参加申込みの期限は実施日の二週間前とする。六、その他

- (1)小雨決行とする
- (2)参加者の昼食は各自用意するものとする。
- (3)参加者に対してアンケートを実施する。

児童手当法の 一部改正さる

市町村民税(特別区民税を含む)に係る所得割の額のない受給者に支給される児童手当の月額が昭和五十三年十月分以降は、算定基礎児童一人につき五千円から六千円に引き上げられることになりました。

前記以外は、従前どおり算定基礎児童一人につき五千円です。

なお、転入者が児童手当認定請求書を提出する場合は、所得証明書とあわせて納税証明書(市町村民税所得割の額の有無について証明されるもの)を必ず添付するようお願いいたします。

☆☆☆☆

役場チームが初優勝



▲初優勝の喜びをかみしめる役場チームのみなさん。

恒例の町内春季野球大会が五月二十八日(日)から、中央公民館グラウンド、河川敷グラウンド、利根中学校グラウンドの三会場を利用して開催されました。

今回参加したチームは、三十五チームを数え、第一日目からそれぞれの会場で熱戦をくりひろげました。

優勝した役場チームは、七月十六日藤代町で行なわれた郡の野球大会に出場し、一勝一敗の成績をおさめました。

全試合が終了するまでには

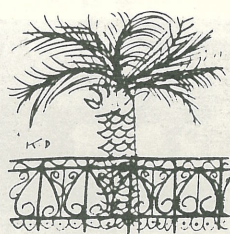
通算四日間を費やし、決勝戦では、ファイターズと役場チームが対戦し、六対三で役場チームが初優勝をかざりました。

広報文芸

短歌： 武藤 英夫

助からぬいのちときげば七人の子ら驚きてなすすべもなし

病む妻のか細き腕の時計見れば与えし時の笑顔しのぼる



とね俳句会 (七月二十三日)

昼寝覚め子はよちよちと母のこしあれこれと定めあぐねて西瓜店孫つれて撞舞久し夏祭

風鈴をうつつに聞きて昼寝かな北窓を開けて昼寝の枕置くにぎやかにやがてさびしく祭果つ雲ひとつ動かぬ昼や夏祭

にぎあうと電話のさそい夏祭昼寝する姑の小さき足のひら西瓜切る手もどかしく子供たち若者の熱気をのせて御興行く青き風額にうけて昼寝かな

和裁所の生徒輪になり西瓜食ふ安売りの西瓜に思案ラベル見る夏祭り背中で子らは寝て帰り遠くまた近くまつりの笛太鼓ひるねざめ泰山木の白さみし背なの子の眠りて重き夜宮かななつかしき人と出合うや夏まつり取りそめのそつと抱きし西瓜かな

はいはいのままの姿や子の昼寝西瓜お化けしてやったりと子らはしやぐ子等の声一きわ高く新神輿祭着に手も通ぎずに孫は逝き客の子を抱いて見せをり荒神輿歳時記は読む様子なしひるね人ポンポンと叩き選んで西瓜買う冷麦のつゆも甘辛好みあり

田畑売り老農術なく昼寝せり月へ打て今宵限りの馬鹿囃し片頬に畳のあとや昼寝ざめ

- 大津きく女
- 大津 誠
- 長沼 霞水
- 玉井 公
- 井原 キン
- 山田 登志
- 高野 喜道
- 石川 陽子
- 五十嵐英子
- 白井 ゆき
- 香取 照子
- 佐良土房子
- 多田 芳子
- 宮原美鶴子
- 青木 香織
- 加藤美智子
- 小松 みよ
- 山田 幸夫
- 長島 平衛
- 古田 和子
- 海老原和子
- 足立 水石
- 白井勇太郎
- 羽入 つる
- 高橋 直
- 杉山たけを
- 海老原甚三郎
- 星野 嘉子
- 三谷てるを
- 新井 柳子
- 大津 蒼崖

(老人憩いの家)



▲趣向を凝らした大房の祭り、あでやかな花笠おどりの行列が村中をねりあるきました。(7月27日写す)

町内各地で夏祭り

七月七日、二十数年ぶりにある祭りをご紹介したいと思行なわれたという惣新田の天王祭礼を皮切りに、立木、大房、布川とこしは、町内各地で盛大に夏祭りが行なわれました。
(1)ページは勇壮そのものの布川の祭りです。(8)ページと(9)ページでもそれぞれ特徴の



▲蛟蛸神社(門の宮)を出発する立木子ども会のみこし(7月19日)

プロパンガス設備の

総点検にご協力を!!

このたび、通商産業省及び茨城県当局のご指導をうけてプロパンガスご使用の家庭の安全を確保するため、ガス設備の総点検をすることになりました。
点検の期間は、本年七日一日から二年間で、LPガス保安センターの職員またはLPガス販売業者のいずれかが、ご家庭を訪問して実施いたしますが点検についての費用は、一さい消費者の皆様からはいただきませんので、この点を
特に申し添えたいと思います。総点検のポイントは、次の四つを主に調べます。
(1)配管について、ガスもれ、細すぎないか、腐しよくがひどくないか。
(2)調整器は正常に作動しているか、気密試験をする。
(3)風呂場は煙突と給気口がついているか。
(4)未使用コックには、ゴムキヤップ、ゴム管にはホースバンドがついているか。三ツ又を使用していないか等を点検
して、不良な設備があれば改善をしていただくことになり、設備の改善は、ガスを供給している販売店で実施し、費用は消費者にご負担を願うことになっております。
なお、安全への心づかいとして保安総点検の期間中、グリーンラベルのガスもれ警報器の取付促進を呼びかけておりますので、このことについてもご協力をお願いいたします。
ご不審の点があれば、茨城県高圧ガス保安協会(水戸局 二五―三三六―)及び各支部またはガスを供給している販売店へお問い合わせください。



▲二十数年ぶりに復活した惣新田の祭り…勢いあまってみこしは水中へ。(7月7日)このみこしはケヤキ造りの素朴なものでした。

いざノという時の

非常用品

いざ避難ノという時に備えて少なくとも次のような非常用品の用意をしておきましょう。

▽懐中電灯▽トランジスタラジオ(予備の乾電池も)▽当面の食料品(インスタント食品、かん詰めなど、かん切

りも)▽水筒▽赤ちゃん用品ルク、お湯▽応急医薬品(かぜ薬、胃腸薬、傷薬、消毒薬、ガーゼなど)▽現金▽預金通帳▽その他の貴重品▽ビニール袋▽リュック―など。
9月1日は防災の日
お宅のブロックべいは大丈夫ですか。再点検をお願いします。

10月15日〜21日まで

行政相談週間

皆さん!!行政(国や県や市町村等の役所が扱っている仕事)・法律・困りごとの相談国に対する意見・要望は、次の行政相談委員にいつでも気軽に申しでてください。
利根町大字大房一〇番地

立石 干城さん
電話 五五七―
立石さんは、行政管理庁長官から行政相談委員の委嘱を受け、皆さんからいろいろの相談を受けて、助言したり関係行政機関(国や県や市町村



等の役所)に連絡したりして解決に当たっております。
◎行政相談週間にあたり、皆さんからのご相談を受けるため、次のとおり相談所を開設いたします。この機会を有効にご利用ください。
(秘密厳守、無料)

◎日時

十月十六日午前十時から午後三時まで

◎場所

利根町公会堂
相談にあたる人
茨城行政監察局

総理府事務官

【写真は立石行政相談委員】



▲同じく惣新田のこどもみこし。はじめてかつぐみこしとあって世話人さんの誘導で部落のすみずみまでねり歩きました。

商工会だより

● 会員親睦旅行日程きまる

会員相互の親睦をはかる目的で毎年行なわれている会員の旅行が、七月二十四日の第二回理事会で、次のように決議されましたのでお知らせいたします。

多数参加されますよう、後日各会員に申込書を送付いたしますのでよろしく。

日時 九月二十五日(月)
二十六日(火)

場所 塩原温泉一泊
会費 一名八、五〇〇円

● 税のしるべ

経営の指針は帳簿から出発すると言われています。帳簿は日常の記録の集積であり、この記録のもととなる取引関係の資料を正確に記帳してこそ、はじめて営業成績の把握が可能となります。

会計原則で言われる「真实性の原則」「正規の簿記の原則」「明りよう性の原則」「継続性の原則」などが、所得税の場合でも当然適用があることはいうまでもありません。

はじめて記帳されるかた、記帳しようとして迷っておられるかたに、所得税の費目別チェックポイントについて掲載いたします。

◎ 収入金額

収入金額の問題点として、次の三つがあげられます。

- (一) 収入金額の原因
 - (二) 計上時期
 - (三) 計上金額
- このうちの原因、計上時期についての留意点について：

○ 収入金額の原因

たな卸資産などの自家消費

◎ 売上原価

売上原価は、その年の一月

● 一般の物品販売業の場合
商品などのたな卸資産を家事的ために消費したり贈与に使用した場合には、通常の販売価格により収入金額とされます。

飲食店が原材料としてのお米などの自家消費分の仕入は店主勘定へ振替えて、売上原価から控除し売上高へ計上しない。

商品を事業用に使用するような場合は、その商品は仕入金額に計上されていますからその商品の仕入価格をすでに計上されている仕入金額から控除して広告宣伝費などの経費勘定に振替えて計上します。

商品を従業員に支給した場合は、現物給与として、その商品の販売価額により評価し源泉徴収をすることになります。

一日現在のたな卸資産の価格とその年中に取得したたな卸資産取得価額の合計額から十二月三十一日現在のたな卸資産について定められた評価方法を差し引いて計算します。

この売上原価の問題点として次の四つがあげられます。

- (一) たな卸資産の取得価格
- (二) 仕入割戻し
- (三) たな卸資産の評価
- (四) 価格変動準備金の取り扱

右の(一)～(四)についての解説は九月号に掲載いたします。

● 火災共済の継続手続きを忘れずに

事務局が近々お宅へ伺います。

(利根町商工会事務局)

建設業退職金共済

制度に加入しましょう

建設関係の仕事をしていらっしゃる大工さん、とび、左官、電気工事、屋根、板金、塗装その他建設業に属する方々は、退職共済手帳の交付をうけ、働いた日数に応じて証紙をはっていくことによつて他の建設業者に雇用されても、退職の際退職金が支給されること

になっています。詳しくは、建設業退職金共済組合茨城県支部(〇二九二一(2)一五一二六)にお問い合わせください。

天体観測の

お知らせ

八月三十日(水)午後七時から、中央公民館で第一回天体観測会を行ないます。

星に興味のあるかたはぜひお集りください。

当日は、星座を覚えたり、望遠鏡を使って、惑星や星雲星団を観測する予定です。

参加費は無料です。参加希望者は、左記まで連絡してください。

○ 大字惣新田一六三三番地
電話 五九五四
古山 茂



町勢	(昭和53.8.1現在)		
世帯数	2,439	男	5,099
人口	10,325	女	5,226
発行所	利根町役場	編集	利根町長
編集	利根町長	印刷	倉沢印刷株式会社
電話	(利根) (029768) 2211, 2212, 2213, 3733		